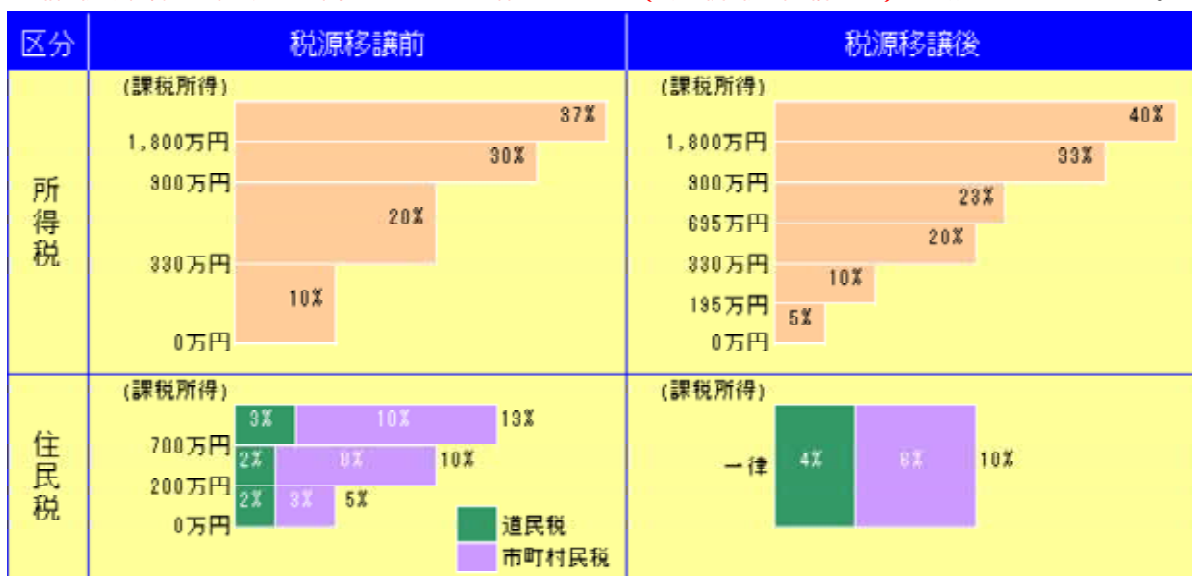



**平成19年度分から
個人住民税が変わります**

国（所得税）から地方（住民税）へ税源が移譲されることにより、住民税が増えますが所得税が減るため、納税者の負担は基本的に変わりません。

住民税の所得割の税率が10%に統一されます

住民税の所得割の税率は、課税所得の金額に応じて3段階（超過累進構造）に分けられていましたが、
課税所得の多少に関わらず一律10%（比例税率構造）に統一されます。



所 得 税	移譲前			移譲後		
	課税所得	税率	速算控除額	課税所得	税率	速算控除額
所得税	1,800万円超	37%	2,490,000円	1,800万円超	40%	2,796,000円
	1,800万円まで	30%	1,230,000円	1,800万円まで	33%	1,536,000円
	900万円まで	20%	330,000円	900万円まで	23%	636,000円
	330万円まで	10%	0円	695万円まで	20%	427,500円
				330万円まで	10%	97,500円
195万円まで	5%	0円				
住民税	700万円超	13%	310,000円	一律10%		
	200万円超700万円まで	10%	100,000円			
	200万円以下	5%	0円			

課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。

新たな控除制度として調整控除が設けられます。

調整控除とは 所得税より住民税の方が、基礎控除や扶養控除等の人的控除額が低く定められていることから、同じ所得金額でも、課税所得金額は住民税の方が所得税よりも大きくなります。

従って、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、単純に所得税の税率を10%から5%に引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、**住民税の所得割額**から一定の額を控除する調整控除が設けられます。

・課税所得金額が200万円以下の場合	課税所得金額が200万円超の場合
次の1、2のいずれか少ない額の5%を控除	{人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)}の5%を控除
1 人的控除額の差の合計額	この金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除
2 課税所得金額	

課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。

所得税 + 住民税での税負担は変わりません。

住民税の所得割の10%比例税率化への変更に伴い、所得税(国税)の税率構造も見直されます。

また、新たな控除制度としての調整控除(人的控除)の減額措置が講じられることにより、1月分からの所得税が減り、6月分からの住民税が増えることとなりますが、基本的に所得税 + 住民税での納税者の負担は変わりません。

具体的な例

例) 夫婦、子供2人の場合

給与収入500万円の場合 社会保険料控除500,000円

改正前

所得税

給与収入500万円 給与所得346万円

所得控除

社会保険料控除50万円、配偶者控除38万円、扶養控除76万円 基礎控除38万円
計202万円

346万円 - 202万円 = 144万円 $144万円 \times 10\% = 144,000円$

住民税

給与収入500万円 給与所得346万円

所得控除

社会保険料控除50万円、配偶者控除33万円、扶養控除66万円 基礎控除33万円
計182万円

346万円 - 182万円 = 164万円 $164万円 \times 5\% = 82,000円$
計226,000円

改正後

所得税

給与収入 500 万円 給与所得 346 万円

所得控除

社会保険料控除 50 万円、配偶者控除 38 万円、扶養控除 76 万円 基礎控除 38 万円
計 202 万円

346 万円 - 202 万円 = 144 万円 144 万円 × 5% = 72,000 円

住民税

給与収入 500 万円 給与所得 346 万円

所得控除

社会保険料控除 50 万円、配偶者控除 33 万円、扶養控除 66 万円 基礎控除 33 万円
計 182 万円

346 万円 - 182 万円 = 164 万円 164 万円 × 10% = 164,000 円

調整控除 1 万円

164,000 円 - 10,000 円 = 154,000 円

計 226,000 円

- ・上記住民税について、均等割額は含めてません。
- ・実際の負担増減額には、平成 19 年分所得税、平成 19 年度住民税から定率減税が廃止されることをご留意ください。